

全面勝訴判決に関するご報告

平成22年3月10日、徳島地方裁判所において、弊社全面勝訴の判決が言い渡されました。

本件は、平成20年1月、弊社が業務用に一時的に使用した展示品のファックス機を相手方に誤って販売してしまったことに対し、相手方から未使用品と偽って販売したとして慰謝料の支払いを求められた事件です。

判決では、相手方がヤマダ電機から何らかの利益を受けることを期待していたと推認できると判断され、弊社が一時的に使用したファックス機を偽って販売した事実はないとして相手方の慰謝料請求を棄却しました。

本件では、弊社が誤って販売したファックス機のインクリボンに他のお客様の個人情報が残っていたことから、このことが一部のマスコミで報道されましたが、弊社はこの問題にも真摯に対応しており、今回の判決ではこうした弊社の対応も評価されたものと考えております。

ただ、関係者の皆様にご迷惑をおかけしたことにつきましては深く反省し、お詫び申し上げる次第であります。

以 上